

西東京市特定個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次 略</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>第3条から第9条まで 略 (特定個人情報保護評価)</p> <p>第10条 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、番号法及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報保護評価(番号法第27条第1項に規定する評価をいう。)を実施しなければならない。</p> <p>第11条から第14条まで 略 (利用中止又は削除の請求)</p> <p>第15条 何人も、自己に係る保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該保有特定個人情報の利用の中止又は削除を請求することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに自己に係る特定個人情報が記録されているとき。</p> <p>第16条から第21条まで 略 (情報提供等記録の訂正の通知)</p> <p>第22条 実施機関は、情報提供等記録に係る訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第23条から第29条まで 略</p>	<p>目次 略</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、<u>公平委員会</u>、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>第3条から第9条まで 略 (特定個人情報保護評価)</p> <p>第10条 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、番号法及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報保護評価(番号法第26条第1項に規定する評価をいう。)を実施しなければならない。</p> <p>第11条から第14条まで 略 (利用中止又は削除の請求)</p> <p>第15条 何人も、自己に係る保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該保有特定個人情報の利用の中止又は削除を請求することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに自己に係る特定個人情報が記録されているとき。</p> <p>第16条から第21条まで 略 (情報提供等記録の訂正の通知)</p> <p>第22条 実施機関は、情報提供等記録に係る訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第23条から第29条まで 略</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="159 240 315 312">附 則 (施行期日)</p> <p data-bbox="136 320 1120 427">1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第1条中第2条第1号の改正規定及び第2条中第2条第1号の改正規定は、同年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p data-bbox="136 435 981 507">2 略 (西東京市特定個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="136 515 1120 667">3 施行日前までに、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会が収集、保管及び利用をした特定個人情報については、施行日以後は市長を実施機関として、西東京市特定個人情報保護条例の規定を適用する。</p>	